

# 学位授与並びに単位認定等に関する方針及び規則について

教育推進機構 機構長  
(2019年3月)  
(修正2021年9月)

本学は学位授与・成績評価・単位認定等に関する方針について、次のとおり定めている。学部・研究科の理念・目的を実現するために、授与する学位毎に「学位授与の方針」を定めている。学位授与の方針に基づき、「教育課程の編成・実施方針」を定め、教育課程を体系的に編成し、その内容にふさわしい授業科目を開設している。「アセスメントポリシー」では、教育改善を継続的に実施する目的で、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの3段階において、学生の学修成果を評価する方針を定めている。

単位修得の認定、成績評価については、学則及び履修規程に方針を定めている。「シラバス・ガイドライン」を定め、授業科目ごとに成績評価と単位認定の基準を記載した「シラバス」を提供している。

これら方針に基づき、厳格かつ適正な成績評価及び単位認定、学位授与を行っており、各種方針と規則は、ホームページや「学則」、「履修規程」、「学位規程」等の規則で公表している。

## 1. 「学位授与の方針（DP：ディプロマポリシー）」

学 部：ホームページに公開

大学院：ホームページに公開

## 2. 「教育課程の編集及び実施に関する方針（CP：カリキュラム・ポリシー）」

学 部：ホームページに公開

大学院：ホームページに公開

## 3. 「アセスメントポリシー」について ホームページに公開

## 4. 「シラバス・ガイドライン」

厳格な成績管理を実施するため、授業科目ごとに「シラバス」を作成し、学生に対して授業の方法、内容、及び授業計画を公表している。達成目標と成績評価基準を定め、どのように成果を評価し、単位を認定するかを公表している。シラバスの作成にあたり、記載事項に必要な事項を定めた「シラバス・ガイドライン」を授業担当者に示している（HPに公開、ポータルサイトに公表）。

## 5. 成績評価・単位認定・学位認定に関する規則について

成績評価・単位認定・学位認定については、学部、研究科の学則、履修規程及び学位規程等の定めに基づき実施している（HP「学生便覧」・「大学院要覧」に公表）。

### 1) 学則

第 8 条 科目の区分

第 9 条 授業科目

第 11 条 授業科目の単位数の基準

第 11 条第 2 項 授業の方法

第 11 条第 3 項 成績評価基準等の明示等

第 29 条 授業科目の履修及び単位修得の認定

- 第30条 学習の評価
- 第31条 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等
- 第32条 入学前の既修得単位等の認定
- 第33条 卒業
- 第34条 学位

## 2) 学部履修規程：

履修規程は学部単位で学則第9条に基づき、各学部単位で開設する授業科目、単位数及び履修方法等について必要な事項を定めている。

- 第3条 授業科目の単位数及び必修・選択の別（教育学部第4条）
  - 第5条 授業科目の履修（教育学部第6条）
  - 第6条 履修登録単位数の上限（教育学部第7条）
  - 第7条 海外・外部検定試験による単位認定（教育学部第8条）
  - 第8条 単位の認定と学習の評価（教育学部第9条）
  - 第9条 進級判定基準（教育学部第10条）
  - 第10条 卒業要件（教育学部第13条、獣医学部第11条）
- 別表

## 3) 大学院学則

- 第8条の3 成績評価基準等の明示等
- 第11条 研究指導
- 第12条 課程の修了要件
- 第13条第2項 他の大学院における授業科目の履修
- 第13条第3項 入学前の既修得単位の認定
- 第14条 学位論文の審査等
- 第15条 最終試験
- 第17条 学位の授与

## 4) 大学院 全研究科 履修規程

履修規程は研究科単位で大学院学則第9条に基づき、各研究科単位で開設する授業科目、単位数及び履修方法等について必要な事項を定めている。

- 第2条 授業科目の単位数及び必修・選択の別
- 第4条 授業科目の履修
- 第5条 単位の認定と学習の評価
- 第6条 修了要件

## 5) 学位規程

- 第4条 学位授与の要件
- 第6条 修士論文の提出
- 第10条 最終試験
- 第12条 審査結果の報告
- 第14条 博士論文の提出
- 第17条 最終試験
- 第21条 学位の授与

以上

変更内容：2021年9月大学院学則の改訂により一部削除